

税務署からのお知らせ

～申告・納付期限の延長について～

確定申告会場の混雑回避を徹底するため、「所得税及び復興特別所得税」、個人事業者の「消費税及び地方消費税」、「贈与税」の申告期限・納付期限が令和3年4月15日（木）まで延長されました。

これに伴い、「所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」の振替納税を利用されている方の振替日が延長されました。

納税の期限【現金納付・電子納税の場合】 (ダイレクト納付を含む)

所得税及び復興特別所得税 ・ 消費税及び地方消費税 ・ 贈与税
いずれも **4月15日(木)**

◎申告書の提出後に、納付書等の送付によるお知らせはありません。

◎現金納付する際は、納税に使用する納付書を税務署または金融機関（ゆうちょ銀行を含む）の窓口で入手するか、QRコードを利用したコンビニ納付により納税の期限までに納付してください。

◎納税の期限までに納付されないと、4月16日から延滞税がかかります。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

振替日【振替納税の場合】

所得税及び復興特別所得税 : **5月31日(月)**

消費税及び地方消費税 : **5月24日(月)**

振替日の2～3日前には、預貯金口座の残高をお確かめください。

◎転居等により申告書の提出先の税務署が変わった方、またはご利用の金融機関を変更される方は、納税の期限までに管理運営部門にご連絡ください。

◎残高不足などの理由により、預貯金口座から引落しできませんと、4月16日から延滞税がかかります。

振替日前には口座残高の確認を忘れずに！



●お問い合わせ

・諏訪税務署 ☎52-1390
(〒392-8610 諏訪市清水2丁目5番22号)

・財務課 町民税係 ☎62-9122